



町からみなさんへの大切なお知らせです。



ごみの自己搬入の際の留意事項

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

伊達地方衛生処理組合清掃センターへごみを自己搬入される際、燃やせるごみ専用のごみピットへ燃えないごみの搬入が目立ちます。金属を含むものは粗大ごみ処理施設へ搬入してください。木材や枝木類は、規格内に切断して粗大ごみ処理施設へ搬入してください。なお、太さ 12 cm、長さ 1.8 m 以上の木材や枝木類も受け入れできません。焼却炉が壊れる原因となりますので、絶対に混ぜないでください。

ごみピットでは常時監視カメラが稼働しており録画しています。ごみピットへの燃えないごみの搬入が確認された際は、焼却炉の修繕代金を請求される場合があります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

灯油の取扱いに注意！

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

冬をむかえ、暖房器具の使用頻度が高まります。火災や油流出事故を起こさぬよう、灯油の取扱いには十分注意しましょう。

■ホームタンクや配管等に異常はないか、点検する。
■暖房器具の近くで引火性のあるもの（ヘアスプレー等）を使用しない。

■給油は火が消えてから行い、給油中はその場を離れない。

■使用後はバルブやコックなどを完全に閉める。

■油が流れていることに気付いたら、直ちに布などで回収し、河川へ流出させない。

※河川等に流入させてしまった場合、または油が流れているのを発見した場合は、速やかに生活環境係、または消防署に通報してください。

第 74 回人権週間は 12 月 4 日から

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

福島地方方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12 月 4 日から 10 日までを「第 74 回人権週間」とし、当該週間を中心に積極的な啓発活動及び相談活動を行います。また、人権週間に限らず、電話相談を実施していますので、悩み事がありましたら下記ダイヤルにお電話ください。秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

①みんなの人権 110 番（Tel 0570-003-110）

②子どもの人権 110 番（Tel 0120-007-110）

③女性の人権ホットライン（Tel 0570-070-810）

（年末年始を除く平日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

マイナンバーカードの休日臨時窓口開設

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

下記の日程でマイナンバーカードに関する手続きを行います。混雑を避けるため、当日は予約者のみの受付となります。必ず予約をしてください。

■日時 12 月 11 日(日)、12 月 25 日(日)

午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時除く）

■内容 今回行える手続きは下記①～③に限ります。

①マイナンバーカードの申請

②マイナンバーカードの交付（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書「はがき」が届いている方）

③電子証明書の更新手続き（マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書が届いている方、又はマイナンバーカード中に記載の「電子証明書の有効期限」が近い方）

農業者緊急支援事業受付中です

問 農林振興課 農業振興係（内線 1503）

農業者に対し、物価高騰による緊急支援として補助金を交付します。

①施設園芸用燃油価格高騰対策

施設園芸の加温用燃油として使用する A 重油及び灯油を購入した方

■申請期限 令和 4 年 12 月 28 日(水)

②肥料価格高騰対策

出荷販売するために肥料を購入した方

■申請期限 令和 5 年 2 月 28 日(火)

③畜産飼料価格高騰対策

出荷販売するために飼料を購入した方

■申請期限 令和 5 年 1 月 31 日(火)

■申込先 農林振興課 農業振興係

※申請書は、町 HP、JA 川俣飯野営農センターで取得できます。

農振農用地除外等申請の受付について

問 農林振興課 農業振興係（内線 1502）

農地を農地以外の用途（住宅建築や駐車場など）に利用する場合は、農振農用地（青地）に指定されているか、上記の担当に確認してください。農振農用地（青地）に指定されている場合には、農地転用申請の前に農振除外申請の手続きが必要となります。

農振除外申請の受付は、5 月、9 月、1 月の末日（休日の場合は休日の前の開庁日）締め切りの年 3 回行っております。締め切り後、農振除外されるまでおよそ 4 か月、その後農地転用におよそ 2 か月を要しますので、計画的なお手続きをお願いいたします。



行政

今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

- 日時 12月13日(火) 午後1時30分～4時
- 場所 川俣町役場1階 相談室1
- ※斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）丹野雅直相談委員（Tel 566-4830）の電話でも受け付けています。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

- 日時 12月22日(木) 午後1時～4時
- 場所 川俣町役場1階 相談室1
- 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。
- 相談内容 就職相談、職業紹介、応募書類の書き方
- その他 予約不要、相談費用も無料。また、雇用保険受給者には、利用証明書も発行します。

地域づくりインターン事業の受け入れ団体等募集！

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

地域づくりインターン事業とは、地域が地方のまちづくりや地域創生などに興味のある都市部の大学生を受入れ、農業体験や地域行事運営など農村部での生活を通じて地域の魅力再発見や課題解決を目指す事業です。令和5年度も事業実施を予定して、受け入れを希望する団体等を募集します。

- 実施期間 令和5年8月上旬～9月下旬の2週間程度
- 受入団体 2団体程度
- 受入人数 1団体1～2名程度
- 募集期間 令和4年12月16日(金)まで
- ※詳細については、お問い合わせください。

元気発進商品券の引換・使用期限

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2405）

8月1日より販売している元気発進商品券の引換・使用期限は、令和5年1月31日(火)です。

期限を過ぎると引換・使用ができなくなりますので、ご注意ください。

- 引換場所 シルクスタンプ会（川俣町商工会内）
午前8時30分～午後5時
- 引換期間 令和5年1月31日(火)まで
- ※土日祝祭日及び年末年始（12/28～1/3）を除きます。

爆笑スーパーライブ開催について

問 中央公民館（Tel 565-2434）

- 日時 12月17日(土)
開演：午後6時（開場：午後5時）
- 会場 中央公民館ホール
- 出演 綾小路きみまろ、松田隆行（三味線奏者）
- ※前売券完売の場合、当日券はありません。
- ※18歳未満の方の入場はご遠慮ください。

川俣町新春交歓会開催中止のお知らせ

問 総務課 総務係（内線 1102）

新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため令和5年の新春交歓会は中止となります。

消費税のインボイス制度に関する説明会

問 福島税務署法人課税第1部門（Tel 503-2417）

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

説明会は、事前予約制により、各回とも定員になり次第、受付を終了します。

会場駐車場は、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関等をご利用ください。

- 会場 福島税務署2階大会議室（福島市森合16-6）
- 定員 各回18名
- 日時 12月15日(木)
- ①午前10時30分～11時30分
主に消費税の課税事業者の方向け
- ②午後1時30分～2時45分
主に消費税の免税事業者の方向け

「家屋の除去届」、「家屋の所有者変更届」を忘れずに

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

住宅・物置・工場・倉庫等の建物を取り壊した場合には必ず「家屋の除去届」を提出してください（登記されている建物で、取り壊した年の12月末日までに滅失の登記が完了される場合には「家屋の除去届」の提出は不要です）。

届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。

また、登記されていない建物で、所有者の変更（相続・売買・贈与など）があった場合にも必ず「家屋の所有者変更届」を提出してください。

届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。税務係に所定の届出用紙がありますので、12月28日(木)までに忘れずに届出をお願いします。